



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年7月6日火曜日 第2181号

◇ 目 次 ◇ 告 示

一部事務組合の共同処理する事務の変更及び一部事務組合の規約の変更の許可.....	477
瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....	477
指定道路の指定.....	477

公 告

屋外広告物条例の規定に基づく講習会の開催.....	478
---------------------------	-----

公安委員会規則

愛媛県暴力団排除条例施行規則.....	478
---------------------	-----

公安委員会訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令.....	493
-------------------------------	-----

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	494
-----------------------------	-----

雑 報

平成22年度行政書士試験の実施について.....	495
--------------------------	-----

告 示

○愛媛県告示第799号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項本文の規定により、次のとおり伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合の共同処理する事務の変更及び同組合の規約の変更を許可した。

平成22年7月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更事項

(1) 事務の変更事項

介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護、指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の事業運営に関する事務の追加

(2) 規約の変更事項

上記事務の変更事項に係る規定の変更

2 変更年月日

(1) 事務の変更年月日

平成22年7月1日

(2) 規約の変更年月日

平成22年7月1日

3 変更許可年月日

平成22年6月28日

○愛媛県告示第800号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。

以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県四国中央保健所及び四国中央市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成22年7月6日

愛媛県四国中央保健所長 廣 瀬 浩 美

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

愛媛パルプ協同組合

四国中央市川之江町415番地1

理事長 伊藤 俊次

2 事業場の名称及び所在地

愛媛パルプ協同組合

四国中央市川之江町415番地1

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第23号イ、へ、ト、第71の4号

ダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成11年政令第433号)別表第2第15号イ

4 変更しようとする事項の内容

排水水の汚染状態及び量の変更

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1排水口(工場排水)

変更なし

備考 この他に、生活排水口が2箇所、工業用水排水口が1箇所、雨水排水口が21箇所(今回9箇所新設し1箇所統廃合にて廃止。)ある。

○愛媛県告示第801号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成22年7月6日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

平成22年6月24日

3 指定道路の位置

四国中央市具定町字山田77番1の一部

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 34.43メートル

(2) 幅員 4.00メートル

公 告

○公 告

屋外広告物条例の規定に基づく講習会の開催について

愛媛県屋外広告物条例（昭和39年愛媛県条例第50号）第38条第1項の規定に基づき、次のとおり同項に規定する講習会を開催する。

平成22年 7 月 6 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 講習会の期日

平成22年 8 月27日（金）

- 午前9時から午後4時20分まで
- 2 講習会の場所
松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県庁第一別館11階会議室
- 3 受講申込書の提出期限
平成22年 8 月 6 日（金）。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 4 受講申込書の提出先
〒790 - 8570
松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県土木部道路都市局都市計画課

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第7号

愛媛県暴力団排除条例施行規則を次のように定める。

平成22年 7 月 6 日

愛媛県公安委員会委員長 高 井 實

愛媛県暴力団排除条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号。以下「条例」という。）第19条から第22条までの規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（調査の手續）

第2条 条例第19条に規定する説明又は資料の提出の要求は、説明・資料の提出要求書（様式第1号）により行うものとする。

2 公安委員会は、前項の場合において、口答による説明を求めることが適当であると認めるときは、当該説明を求めることができる。

3 条例第19条の規定により文書による説明又は資料の提出を求められた者は、説明・資料提出書（様式第2号）を公安委員会に提出するものとする。

4 公安委員会は、第1項の要求については、説明・資料提出書の提出期限又は口頭による説明期日までに相当な期間をにおいて行うものとする。

5 条例第19条の規定により説明又は資料の提出を求められた者が提出期限までに説明・資料提出書を提出せず、又は口頭による説明期日に出頭しないときは、説明又は資料の提出を拒んだものとして取り扱うものとする。

（口頭による説明の聴取）

第3条 公安委員会は、条例第19条の説明が口頭で行われるときは、警察本部長が指定する警察職員にこれを聴取させることができる。

2 条例第19条の規定により口頭による説明を求められた者（以下「説明者」という。）は、病気その他のやむを得ない理由がある場合には、公安委員会に対し、説明日時等変更申出書（様式第3号）により、口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による説明の日時又は場所を変更することができる。

4 公安委員会は、前項の規定により口頭による説明の日時若しくは場所を変更したとき、又は第2項の規定による申出を受けた場合で口頭による説明の日時若しくは場所を変更しなかったときは、速やかに、その旨を説明日時等決定通知書（様式第4号）により説明者に通知しなければならない。

（勧告の方法）

第4条 条例第20条の勧告は、勧告書（様式第5号）により行うものとする。

（公表の方法）

第5条 条例第21条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項の愛媛県報への掲載又はインターネットによる公開により行うものとする。

(1) 公表をしようとする者（以下「当事者」という。）の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 公表の原因となる事実

（意見を述べる機会の付与）

第6条 公安委員会は、条例第21条第2項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、当事者に対し、意見聴取通知書（様式第6号）により通知するものとする。

2 公安委員会は、前項に規定する場合において、口頭による意見の聴取を行う必要があると認めるときは、その旨を通知するものとする。

3 公安委員会は、前項に規定する場合を除き、当事者に対し、申述書（様式第7号）の提出を求めるものとする。

4 当事者は、意見を述べるに当たり、証拠資料を提出することができる。

5 公安委員会は、第1項の規定による通知については、申述書の提出期限又は口頭による意見の聴取期日までに相当な期間を置いて行うものとする。

6 当事者が提出期限までに申述書を提出せず、又は口頭による意見の聴取期日に出頭しないときは、意見がなかったものとして取り扱うものとする。

(口頭による意見の聴取)

第7条 公安委員会は、前条第2項の規定により口頭による意見の聴取を行うときは、警察本部長が指定する警察職員にこれを聴取させることができる。

2 前条第2項の規定による通知を受けた者(以下「意見者」という。)は、病気その他のやむを得ない理由がある場合には、公安委員会に対し、意見聴取日時等変更申出書(様式第8号)により、口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による意見の聴取の日時又は場所を変更することができる。

4 公安委員会は、前項の規定により口頭による意見の聴取の日時若しくは場所を変更したとき、又は第2項の規定による申出を受けた場合で口頭による意見の聴取の日時若しくは場所を変更しなかったときは、速やかに、その旨を意見聴取日時等決定通知書(様式第9号)により意見者に通知しなければならない。

(代理人の選任等)

第8条 条例第19条の規定により説明若しくは資料の提出を求められた者又は条例第21条第2項の規定により意見を述べる機会を与えられた者(以下「当事者等」という。)は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者等のために、説明若しくは資料の提出又は意見の聴取に関する一切の行為をすることができる。

3 当事者等は、代理人を選任しようとするときは、代理人選任届出書(様式第10号)を公安委員会に提出しなければならない。

4 当事者等は、第1項の規定により選任した代理人がその資格を失ったときは、代理人資格喪失届出書(様式第11号)によりその旨を公安委員会に届け出なければならない。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成22年8月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

(表)

公委第 号
年 月 日

説明・資料の提出要求書

殿

愛媛県公安委員会 印

愛媛県暴力団排除条例第19条の規定により、次のとおり説明又は資料の提出を要求する。

説明又は資料の提出を 求める理由	
説明又は提出資料の 内 容	
説明・資料提出書の 提出期限	年 月 日まで
備 考	

- 注1 口頭による説明を求める場合は、「備考」欄にその旨並びに出頭すべき日時及び場所を記載すること。
- 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 3 説明又は資料の提出に際しての留意事項は、裏面のとおりとす。

(裏)

説明又は資料の提出に際しての留意事項

- 1 正当な理由がなく説明又は資料の提出を拒んだときは、愛媛県暴力団排除条例第21条第1項の規定により、公表されることがあります。
- 2 説明・資料提出書には、あなたの住所及び氏名、説明・資料の提出要求書の番号及び日付並びに説明又は提出資料の内容を記載して提出してください。

なお、口頭による説明を求められた場合で資料の提出を行わないときは、説明・資料提出書の提出は必要ありません。
- 3 提出期限までに説明・資料提出書の提出がないとき（口頭による説明の場合は、説明期日に出頭しないとき）は、これを拒んだものとして取り扱います。
- 4 口頭による説明を求められた場合であって、あなたが病気その他のやむを得ない理由があるときには、説明日時等変更申出書により、口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 説明又は資料の提出に際して、あなたに代わって代理人を選任できますので、説明・資料の提出要求書の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に説明又は資料の提出に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が、口頭による説明期日に出頭する場合は、この説明・資料提出要求書を持参してください。

様式第2号(第2条関係)

説明・資料提出書

年 月 日

愛媛県公安委員会 殿

住 所

氏 名

印

愛媛県暴力団排除条例施行規則第2条第3項の規定により、次のとおり提出します。

<p>説明・資料の提出要求書の番号及び日付</p>	<p>公委 第 号 年 月 日</p>
<p>説明又は提出資料の内容</p>	
<p>備 考</p>	

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第3号(第3条関係)

説明日時等変更申出書

年 月 日

愛媛県公安委員会 殿

住 所

氏 名

印

愛媛県暴力団排除条例施行規則第3条第2項の規定により、次のとおり口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ます。

説明・資料の提出要求書の番号及び日付		公委 第 号 年 月 日	
申出事項	変更前	日 時	年 月 日 時 分から
		場 所	
	変更希望	日 時	年 月 日 時 分から
		場 所	
申 出 理 由			

様式第4号(第3条関係)

公委第 号
年 月 日

説明日時等決定通知書

殿

愛媛県公安委員会 印

愛媛県暴力団排除条例施行規則第3条第4項の規定により、次のとおり口頭による説明の日時及び場所を決定したので通知する。

説明・資料の提出要求書の番号及び日付		公委 第 号 年 月 日			
<input type="checkbox"/> 変更決定	変更前	日時	年 月 日 時 分から		
		場所			
	変更後	日時	年 月 日 時 分から		
		場所			
<input type="checkbox"/> 不変更決定	説明の日時及び場所を変更しない理由				

注 該当する□の中にレ印を付けること。

様式第5号(第4条関係)

公委第 号
年 月 日

勸 告 書

殿

愛媛県公安委員会 印

愛媛県暴力団排除条例第20条の規定により、次のとおり勸告する。

勸告の内容	
勸告の原因 となる事実	

注1 正当な理由がなく勸告に従わなかったときは、愛媛県暴力団排除条例第21条第1項の規定により、公表されることがある。

2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第6号(第6条関係)

(表)

公委第 号
年 月 日

意見聴取通知書

殿

愛媛県公安委員会 印

次のとおり意見の聴取を行うので、愛媛県暴力団排除条例施行規則第6条第1項の規定により通知する。

予定される公表の原因となる事実	
公表の根拠となる条例の条項	
申述書の提出期限	年 月 日まで
備 考	

- 注1 口頭による意見の聴取を行う場合は、「備考」欄にその旨並びに出頭すべき日時及び場所を記載すること。
- 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 3 意見の聴取に際しての留意事項は、裏面のとおりとす。

(裏)

意見の聴取に際しての留意事項

- 1 申述書には、あなたの住所及び氏名、意見聴取通知書の番号及び日付並びに公表の原因となる事実その他当該事実の内容についての意見を記載して提出してください。
なお、口頭による意見の聴取が行われる場合は、申述書の提出は必要ありません。
- 2 意見を述べるときは、証拠資料を提出することができます。
- 3 提出期限までに申述書の提出がないとき（口頭による意見の聴取の場合は、意見の聴取期日に出頭しないとき）は、これを拒んだものとして取り扱います。
- 4 口頭による意見の聴取が行われる場合であって、あなたが病気その他のやむを得ない理由があるときには、意見聴取日時等変更申出書により、口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 意見の聴取に際して、あなたに代わって代理人を選任できますので、意見聴取通知書の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に意見の聴取に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が、口頭による意見の聴取期日に出頭する場合は、この意見聴取通知書を持参してください。

様式第7号(第6条関係)

申 述 書

年 月 日

愛媛県公安委員会 殿

住 所

氏 名

印

愛媛県暴力団排除条例施行規則第6条第3項の規定により、次のとおり提出します。

意見聴取通知書の番号及び日付	公委 第 号 年 月 日
公表の原因となる事実 その他当該事案の内容 についての意見	
備 考	

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第 8 号 (第 7 条関係)

意見聴取日時等変更申出書

年 月 日

愛媛県公安委員会 殿

住 所

氏 名

印

愛媛県暴力団排除条例施行規則第7条第2項の規定により、次のとおり口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ます。

意見聴取通知書の番号及び日付		公委 第 号 年 月 日	
申出事項	変更前	日 時	年 月 日 時 分から
		場 所	
	変更希望	日 時	年 月 日 時 分から
		場 所	
申 出 理 由			

様式第9号(第7条関係)

公委第 号
年 月 日

意見聴取日時等決定通知書

殿

愛媛県公安委員会 印

愛媛県暴力団排除条例施行規則第7条第4項の規定により、次のとおり口頭による意見の聴取の日時及び場所を決定したので通知する。

意見聴取通知書の番号及び日付		公委第 号 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 変更決定	変更前	日時	年 月 日 時 分から
		場所	
	変更後	日時	年 月 日 時 分から
		場所	
<input type="checkbox"/> 不変更決定	意見の聴取の日時及び場所を変更しない理由		

注 該当する□の中にレ印を付けること。

様式第10号（第8条関係）

代理人選任届出書

年 月 日

愛媛県公安委員会 殿

住所

氏名

印

私は、愛媛県暴力団排除条例施行規則第8条第1項の規定により、次の者を代理人として選任し、説明又は資料の提出、意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任します。

説明・資料の提出要求書 又は意見聴取通知書の 番号及び日付	公委 第 号 年 月 日
代理人の住所	
代理人の氏名	
当事者等との関係	

注 不要の文字は、横線で消すこと。

様式第11号 (第8条関係)

代理人資格喪失届出書

年 月 日

愛媛県公安委員会 殿

住 所

氏 名

印

私の代理人は、その資格を失ったので、愛媛県暴力団排除条例施行規則第8条第4項の規定により届け出ます。

説明・資料の提出要求書 又は意見聴取通知書の 番号及び日付	公委 第 号 年 月 日
代理人の住所	
代理人の氏名	

公安委員会訓令

○愛媛県公安委員会訓令第4号

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年 7月 6日

愛媛県公安委員会委員長 高 井 實

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程（昭和37年愛媛県公安委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																				
<p>別表 2（第 3 条関係）</p> <p style="text-align: center;">部 課 長 の 専 決 事 項</p> <p>1 部長専決事項</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 刑事部長</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">法令</th> <th style="text-align: center;">専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td><u>愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）</u></td> <td> 1 <u>第19条の規定による関係者に対する説明又は資料の提出の要求</u> 2 <u>第21条第2項の規定による意見を述べる機会の付与</u> </td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 省略</p> <p>2 課長専決事項</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 組織犯罪対策課長</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">法令</th> <th style="text-align: center;">専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td><u>愛媛県暴力団排除条例施行規則（平成22年愛媛県公安委員会規則第7号）</u></td> <td> 1 <u>第2条第3項の規定による説明・資料提出書の受理</u> 2 <u>第3条第1項の規定による説明の聴取指示</u> 3 <u>第3条第2項の規定による口頭による説明の日時又は場所の変更の申出の受理</u> 4 <u>第3条第3項の規定による口頭による説明の日時又は場所の変更</u> </td> </tr> </tbody> </table>	法令	専決事項	省略		暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	省略	<u>愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）</u>	1 <u>第19条の規定による関係者に対する説明又は資料の提出の要求</u> 2 <u>第21条第2項の規定による意見を述べる機会の付与</u>	省略		法令	専決事項	省略		暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則	省略	<u>愛媛県暴力団排除条例施行規則（平成22年愛媛県公安委員会規則第7号）</u>	1 <u>第2条第3項の規定による説明・資料提出書の受理</u> 2 <u>第3条第1項の規定による説明の聴取指示</u> 3 <u>第3条第2項の規定による口頭による説明の日時又は場所の変更の申出の受理</u> 4 <u>第3条第3項の規定による口頭による説明の日時又は場所の変更</u>	<p>別表 2（第 3 条関係）</p> <p style="text-align: center;">部 課 長 の 専 決 事 項</p> <p>1 部長専決事項</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 刑事部長</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">法令</th> <th style="text-align: center;">専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 省略</p> <p>2 課長専決事項</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 組織犯罪対策課長</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">法令</th> <th style="text-align: center;">専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	法令	専決事項	省略		暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	省略			省略		法令	専決事項	省略		暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則	省略		
法令	専決事項																																				
省略																																					
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	省略																																				
<u>愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）</u>	1 <u>第19条の規定による関係者に対する説明又は資料の提出の要求</u> 2 <u>第21条第2項の規定による意見を述べる機会の付与</u>																																				
省略																																					
法令	専決事項																																				
省略																																					
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則	省略																																				
<u>愛媛県暴力団排除条例施行規則（平成22年愛媛県公安委員会規則第7号）</u>	1 <u>第2条第3項の規定による説明・資料提出書の受理</u> 2 <u>第3条第1項の規定による説明の聴取指示</u> 3 <u>第3条第2項の規定による口頭による説明の日時又は場所の変更の申出の受理</u> 4 <u>第3条第3項の規定による口頭による説明の日時又は場所の変更</u>																																				
法令	専決事項																																				
省略																																					
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	省略																																				
省略																																					
法令	専決事項																																				
省略																																					
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則	省略																																				

5	第 3 条第 4 項の規定による口頭による説明の日時及び場所の決定の通知
6	第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定による通知
7	第 6 条第 3 項の規定による申述書の提出の要求
8	第 6 条第 4 項の規定による証拠資料の受理
9	第 7 条第 1 項の規定による意見の調取指示
10	第 7 条第 2 項の規定による口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更の申出の受理
11	第 7 条第 3 項の規定による口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更
12	第 7 条第 4 項の規定による口頭による意見の聴取の日時及び場所の決定の通知
13	第 8 条第 3 項の規定による代理人選任届出書の受理
14	第 8 条第 4 項の規定による代理人資格喪失届出書の受理
省略	

(8) ~ (12) 省略

省略	
省略	

(8) ~ (12) 省略

附 則

この訓令は、平成22年 8 月 1 日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第46号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 2 編第 5 章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第 8 条第 1 項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成22年 7 月 6 日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 西 藤 健

- 1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数
 - (1) 選挙権を有する者の総数 1,202,024
 - (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 24,041
 - (3) 40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 267,004
- 2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数（松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊予郡	44,142	14,714
南宇和郡	21,683	7,228
松山市・上浮穴郡	429,216	138,203
今治市・越智郡	149,507	49,836
宇和島市・北宇和郡	86,564	28,855
八幡浜市・西宇和郡	43,360	14,454
新居浜市	102,896	34,299
西条市	93,919	31,307
大洲市・喜多郡	56,311	18,771
伊予市	32,615	10,872
四国中央市	76,451	25,484
西予市	36,888	12,296
東温市	28,472	9,491

雑 報

○公 告

平成22年度行政書士試験の実施について

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により愛媛県知事から財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め（平成11年自治省告示第250号）第8に基づき、次のとおり公示します。

平成22年 7月 6日

財団法人行政書士試験研究センター
理事長 木 寺 久

1 試験期日

平成22年11月14日（日）午後1時から午後4時まで

2 愛媛県における試験場所

松山市大可賀2-1-28 アイテムえひめ

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試験科目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等 (出題数 46題)	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成22年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。
行政書士の業務に関連する一般知識等 (出題数 14題)	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。

記述式は、40字程度で記述するものを出題します。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

平成22年 8月 2日（月）から 9月 3日（金）まで

イ 受付場所

（財）行政書士試験研究センター

受験願書と一緒に配布する封筒により簡易書留郵便で郵送してください（あて先は印刷されています。）。9月3日の消印があるものまで受け付けます。

ウ 提出書類

受験願書一式（配布場所についてはオを御覧ください。）

エ 受験手数料

7,000円

受験手数料の納付方法については、試験案内を御覧ください。

オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

(ア) 郵送配布

配布期間 平成22年 8月 2日（月）から 8月27日（金）まで

郵送を希望する方は、140円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒（角2号：A4サイズの内紙が折らずに入る大きさ）を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、下記あて先まで郵便で請求してください（8月27日必着のこと。）。

名称 （財）行政書士試験研究センター

住所 〒100-8779 郵便事業（株）銀座支店留

(イ) 窓口配布

a 配布期間

平成22年 8月 2日（月）から 9月 3日（金）まで

b 配布場所

別表に掲げる場所

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込み画面への入力

（財）行政書士試験研究センターのホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力してください。

イ 受験手数料の払込み

(ア) 受験手数料（7,000円）の払込みは、クレジットカード（申込者本人名義のものに限る。）による決済のみとなります。

(イ) 利用できるクレジットカード

V I S A ・ M a s t e r ・ U C

(ウ) 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しません。

ウ 受付期間

(ア) 平成22年 8月 2日（月）午前9時から 8月31日（火）午後5時まで

この出願システムは、8月31日（火）午後5時で終了します。午後5時までに入力を完了していないと、たとえ接続中（入力中）であっても申込みができなくなりますので御注意ください。

(イ) 最終日（8月31日）は大変混雑が予想されますので、余裕を持って申し込んでください。

(3) 連絡先（問い合わせ先）

（財）行政書士試験研究センター

電話番号 03-5251-5600

5 特例措置の実施

身体の機能に障害のある方で試験中に特例措置（点字試験を含む。）を希望される方は、申請の手続が必要となります。受験申込みに先立って（財）行政書士試験研究センターへ必ず御相談ください。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 日時

平成23年 1月24日（月）午前9時

(2) 方法

（財）行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）します。なお、公示後、受験者全員に合否通

知書を郵送します。また、(財)行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)に合格者の受験番号を登載します。

別表(4関係) 愛媛県における試験案内及び受験願書の配布場所

配布場所	所在地	配布時間
愛媛県総務部新行政推進局私学文書課	松山市一番町4-4-2	午前8時 30分から
愛媛県東予地方局総務企画部総務県民課	西条市喜多川796-1	午後5時 15分まで
愛媛県東予地方局今治支局総務県民室	今治市旭町1-4-9	
愛媛県中予地方局総務企画部総務県民課	松山市北持田町132	
愛媛県南予地方局八幡浜支局総務県民室	八幡浜市北浜1-3-37	
愛媛県南予地方局総務企画部総務県民課	宇和島市天神町7-1	
愛媛県行政書士会	松山市錦町98-1 愛媛県行政書士会館	午前9時 から午後 5時まで

注 土曜日及び日曜日は、配布しません。